産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が減額されます!

対象となる方・受付期間

- 令和 5 年11月 1 日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

● その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

_	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※減額計算は届出があった日以降の納期分で調整しますので、産前産後期間に支払う保険税が0円になると は限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

● 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税 が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2 月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・・対象期間

●保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等顔写真の付いたもの)
- · 母子健康手帳
- ・届出書
- ・出産後に手続きを行う場合は、母子関係がわかる書類(出生届出済証明等)
- ※別世帯の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

届出先

